

内閣総理大臣杯第50回日本社会人ゴルフ選手権中部予選

第9回愛知社会人ゴルフ選手権

【と き】2019年7月24日(水)
【と ころ】春日井カントリークラブ・東

＜主催＞スポーツニッポン新聞社
＜後援＞中部ゴルフ連盟
毎日新聞社
＜協賛＞アサヒビール、住友ゴム工業

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

アウトオブバウンズの境界は連続する番号の白杭を以って標示する。

2. ペナルティーエリア(規則17)

- (a) ペナルティーエリアの境界は赤杭又は赤線を以って標示する。線と杭が併用されている場合は線がその境界を標示する。
- (b) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則16)

(a) 修理地

- (1) 白線を以ってその境界を定める。

- (2) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型F-7を適用する。

プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合

- (i) ジェネラルエリアの球：

そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。

- (ii) パッティンググリーン上の球：

そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレングス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。

- (3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かさない障害物

- (1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。

- (2) 電磁誘導カート用の2本の軌道は、その全幅をもって1つのカート道路とみなす。そのカート道路上に球がある場合や意図するスイング区域に対して障害が生じる場合は、規則16.1bに基づく救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は一般の罰。一方、カート道路によってプレーヤーのスタンスのみ障害が生じる場合は、あるがままの状態プレーするか、規則16.1bに基づく救済を受けるかどうかは、プレーヤーの選択である。

(c) 地面に食い込んだ球

バンカーの上方の積み芝の面と露出した土の壁にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (b) 所定の場所にあるバンカーライナー
- (c) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. クラブと球

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (b) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型G-2を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (c) 適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルール違反の罰：失格

6. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- 差し迫った危険のための即時中断 — 1回の長いサイレン
- 危険な状況ではない中断 — 3回の連続する短いサイレン
- プレーの再開 — 2回の連続する短いサイレン

注：危険な状況の為にプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでもやめない場合には失格となることがある。

7. 練習（規則5）

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し規則5.2bは次の通り修正される：
ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。
規則5.2の違反の罰：規則5.2の罰則規定を参照。
例外： プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習の為に使うことができる。
- (b) 終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I-2を適用し、規則5.5bは次の通り修正される：
2つのホール間のプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
 - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
 - ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

9. 使用ティーマーカー

使用ティーマーカーは黒とする。

注 意 事 項

1. 委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことがある。
2. プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。
3. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
4. 競技委員会は規則1.2bに基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。

5. 練習は指定練習場にて行い、打撃練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1カゴ(25球)を限度とする。※230ヤード以内のクラブを使用すること
6. コース内での携帯電話の使用は禁止する。
7. 帽子(バイザー)は必ず着用のこと。

追 記

1. 本大会上位者(4名、ベストシニア含む)に10月3日(水)、4日(木)に相模原ゴルフクラブ東コースにて開催される「内閣総理大臣杯第50回日本社会人ゴルフ選手権」の出場資格を付与する。なおタイが生じた場合はマッチング・スコアカード方式にて出場者を決定する。ベストシニアは順位に関わらず同出場資格を付与する。

競技委員長